（地方整備局組織規則の一部改正）

第九条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十五　（略） 四十六　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 四十七・四十八　（略） （都市・住宅整備課の所掌事務） **第八十四条**　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十三　（略） 二十三の二　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五　（略）	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十五　（略） 四十六　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 四十七・四十八　（略） （都市・住宅整備課の所掌事務） **第八十四条**　都市・住宅整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十三　（略） 二十三の二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十四・二十五　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第十条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十　（略） 二十の二　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十一～五十一　（略） （都市住宅課の所掌事務） **第三十四条**　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十　（略） 二十一　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十二～二十四　（略）	（事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十　（略） 二十の二　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十一～五十一　（略） （都市住宅課の所掌事務） **第三十四条**　都市住宅課は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十　（略） 二十一　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく登録建築物エネルギー消費性能判定機関の登録及び監督に関すること。 二十二～二十四　（略）

附　則

この省令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。